

12・62【訪問入浴介護】添付書類一覧

(算定する場合に添付が必要な書類。下記に記載のない届出項目は添付書類不要)

届出項目	添付書類
中山間地域等における小規模事業所加算	・ 小規模事業所計算表 (別紙A - 2)
サービス提供体制強化加算	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙12) ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7) 又はこれに準ずる書面 ・ 要件を満たすことを証する書類 (職員配置割合の計算表等) ☆
認知症専門ケア加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7) 又はこれに準ずる書面 ・ 「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」の修了証書の写し ・ 認知症専門ケア加算に係る届出書 (別紙12)
看取り連携体制加算	・ 看取り連携体制加算に係る届出書 (別紙13)
介護職員処遇改善加算	・ 介護職員処遇改善計画書
介護職員等特定処遇改善加算	・ 介護職員等特定処遇改善計画書
割引	・ 「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」 (別紙5)

注1 一体的に運営がされている居宅サービス等に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要。

注2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7) 又はこれに準ずる書面の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の書面に全ての要件を記載することで足りるものとする。

注3 当該サービスについて「社会福祉法人軽減事業」を開始する場合は、別途「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」を提出すること。

注4 「施設等の区分」については、一の事業所で連携型及び一体型の事業をいずれも実施する場合は、双方を選択すること。

注5 「特別地域加算」及び「中山間地域における小規模事業所加算 (地域に関する状況)」については、事業所の所在する地域が「特別地域加算」、「中山間地域等の小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に係る対象地区 (別紙A - 1)」に従って選択すること。

注6 中山間地域等における小規模事業所加算は、地域に関する状況と規模に関する状況の両方の要件に該当しなければ算定することができません。